



2025年12月12日

## 「鉄道の安全輸送の確保について（指示）」に対して講じた改善措置の 2025年11月末までの実施状況等の報告について

2025年3月31日に受領した「鉄道の安全輸送の確保について（指示）」に対して講じた措置等および「安全に関する不適切な事象への対応の報告について」（2025年7月31日付）の4件の事象に対して講じた措置の進捗状況の確認表を作成し、定期的に報告することとしております。

このたび、2025年11月末までに講じた改善措置等の進捗について、進捗状況の確認表として添付書類により取りまとめ、以下の通り北海道運輸局へ報告しました。

また、取り組みを進めている中、ウェアラブルカメラ導入により、列車見張員が見張業務に専念せず、踏切の除雪作業に従事するというルール違反を発見した事例の概況を12月3日に北海道運輸局へ報告したところですが、その再発防止策をとりまとめて、本日報告しました。

- ・「『鉄道の安全輸送の確保について（指示）』に対して講ずる措置」の  
2025年11月末日実施状況報告
- ・ウェアラブルカメラ導入により、ルール違反を発見した事例

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組		取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	スケーラス	2025年度											2026年度												
						第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
安全監査室	設置	設置	社長直轄の組織として新たに「安全監査室」を設置	完了	●安全監査室設置																								
	安全監査室	内部監査の実施	・各系統の安全に関するルールや事故・事象の対策の実施状況の点検に特化した組織を設置し、例えは安全パトロールの具体的な内容等、その詳細にまで踏み込んで確認を行うこととします。また、社長直轄の組織として、社長から直接指示を受け、機動的に、独立した立場で監査を実施する体制とします。 ・安全推進部や各主管部による現場点検の取り組みが有効に機能しているか、各主管部の取組みで他の主管部においても取り入れるべきものはないか、などの観点で点検を行い、必要な改善を指摘します。	完了	●3保線所、13保線管理室に対し安全監査を実施。 (全10保線所中9箇所、全34保線管理室31箇所実施済み) (10月)名寄保線所、名寄、音威子府、稚内保線管理室 (10月)函館保線所、函館、大沼、八雲、長万部保線管理室 (11月)札幌保線所、札幌、江別、島松、小樽、俱知安、石狩当別保線管理室 ・北見・帯広・釧路保線所管内の安全監査の結果は安全推進委員会で審議(帯広、釧路保線所は見込み) ・駅に対する臨時ヒアリング (9月)駅業務部及び網走、南稚内駅 (11月)北見、富良野、長万部、森 ・安全監査実施要領(案)を作成中(12月制定予定)	北見 帯広 釧路	名寄 函館	室蘭	岩見沢 旭川 追分	札幌	駅	運輸・車両	電気	工務	駅														※以降継続して監査実施
業務支援室の体制強化	GLの配置	業務部	業務実施状況の監査及びフォロー	完了	●GL配置(体制変更)																								
			業務支援室に保安業務に精通したGLを配置して体制を強化するとともに、作業管理に関する業務実施状況の監査及びフォローを行っていきます。	完了	●2025年度年内に工務関係全現業機関を実施予定 36保線管理室、新幹線工務所、レールセンター、4構造物検査センター、4設備所(全46現業機関)																					継続して工務関係現場に対する業務実施状況の監査及びフォローの実施			
安全監査	取組強化期間の設定	工務部	取組強化期間の実施状況確認	完了	●連絡発出 取組強化期間 (7/1～9/30)																								
			各現場において実施計画を定め、継続的に安全パトロールを実施し実態を確認(実績は以下に記載)	完了	●連絡発出 全工務職場の直轄社員による作業を対象として、本社・支社社員・現場管理者による安全パトロールを実施																								
安全パトロール	取組強化期間の設定	工務部	チェック項目および実施体制の見直し	完了	●連絡発出 取組強化期間 (7/1～9/30)																								
			今後の安全パトロールについては、作業すべての立会を基本としていたのから、現場点呼のみなど一部での実施や立会の他、遠隔通信等アリ等での実施も可とするとして、負担をかけずに機動を増やすことを目指す。 また、安全パトロール点検表の共通化、実施者や実施回数を明確に定めるなどして、効率的な安全パトロールを実施していくこととします。	完了	●連絡発出 保線課 保線所管理者による安全パトロール実績(直轄社員対象) (内訳: 64回、11月: 59回) 保線管理室による安全パトロール実績(直轄社員対象) (内訳: 70回、11月: 120回) ・工事課(11/30時点) ・安全パトロール点検表の共通化、実施者や実施回数を明確に定めるなどして、効率的な安全パトロールを実施していきます。																								
	触車事故防止強化月間の取り組み	電気部	実施体制の明確化および実施状況確認	完了	●指導文書発出 触車事故防止強化月間の取り組みとして、セルフチェック(作業責任者412名、列車見張員180名)、安全パトロール71件、現場点呼(B点呼)の内容確認296件を実施(直轄8職場、請負会社30職場)。実施結果について12月の安全推進委員会電気専門部会で報告予定。																								
			更なる適切な作業管理に向け、触車事故防止強化月間(9月)中に、線路内作業時の現場における点呼の実施状況を記録し、作業員への運転状況の確認結果を周知しているなど、適切に点呼が実施されているかを確認することとします。 また、社員に対する安全パトロールについて、実施者や実施回数を明確に定めるなどルール化します。	完了	●連絡発出 ●指導文書発出 触車事故防止強化月間の取り組みを実施(請負の現場点呼の内容確認のみ～10/31まで) ●触車事故防止強化月間の実施結果取りまとめ(12月安推専門部会予定)																								
			・直轄社員の作業等の安全パトロールについて、全8職場に対して、10月 21回、11月 13回 ※2025.11.未	完了	●連絡発出 11月30日時点 全現業機関に対して 96回実施																								

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	2025年度												2026年度																				
				第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期							
ステータス	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実作業点検	駅業務部	点検項目および点検頻度の見直し		完了	●現場長等とのディスカッション・安全推進委員会駅専門部会で実施												●指導文書発出準備												冬期実作業点検			冬期実作業点検				
		実施状況		完了	●指導文書発出												冬期実作業点検												冬期実作業点検			冬期実作業点検				
		現場巡回における実作業、指導訓練立ち会い	<p>・現場長及び管理者により当務やパートナー社員への実作業点検を実施してきましたが、ルール通りの取り扱いをしていないことによる事象が発生していることから、点検頻度、点検項目の見直しを図るなど、適切に点検指導できるよう取り組むこととしています。</p> <p>・計画部門による現場巡回において、現場長による自主監査に基づいた、帳票上の確認に比重を置いてチェックしてきましたが、現場の実作業立ち会い、教育関係の指導・補助にシフトした巡回にしています。</p> <p>課長等による安全確保巡回実施中(第2回目)            ○運転取扱駅:10駅/11駅            ○運行管理駅:5駅/5駅            ○準運転取扱駅:5駅/10駅(対象駅は5駅)            ○非運転駅:1駅/30駅            ○新幹線駅:5駅/5駅            ※現在日常的に運転取扱を行っていない準運転取扱駅は非運転駅とみなしている。運転取扱駅の残る一駅は現車訓練日程に合わせて12月中旬に実施予定。</p> <p>・点検結果、見つかった課題等については12月中旬にとりまとめ、第4四半期報告で報告予定</p>	●安全確保巡回時に実作業点検及び指導訓練立ち会い 第1回 第2回 11月30日時点 第1回 ○運転取扱駅:対象11駅中全11駅実施 ○運行管理駅:対象5駅中全5駅実施 ○準運転取扱駅:対象5駅中全5駅実施 ○新幹線駅:対象3駅中全3駅実施 第2回 ○運転取扱駅:対象11駅中10駅実施 ○運行管理駅:対象5駅中全5駅実施 ○準運転取扱駅:対象5駅中全5駅実施 ○新幹線駅:対象3駅中全3駅実施	●指導文書発出準備												●指導文書発出												安全パトロールによる工事管理者の資質確認を実施※協力会社59社			安全パトロールによる工事指揮者の資質確認を実施※協力会社18社				
		工事管理者の資質に関する再確認の実施	<p>・協力会社59社中(今年度、現時点まで契約実績のある会社数)46社85名の見極めを実施し適性を確認            ※2025.11.末            ※冬期間の除雪作業で契約する協力会社については、契約会社が確定次第別途記載する。</p>	11月30日時点 協力会社59社中46社85名実施	●指導文書発出												●指導文書発出												安全パトロールによる工事指揮者の資質確認を実施※協力会社18社			安全パトロールによる工事指揮者の資質確認を実施※協力会社18社				
		安全パトロールによる工事指揮者への理解度の確認	<p>・協力会社18社中11社65名の見極めを実施し適性を確認            ※2025.11.末</p>	11月30日時点 協力会社18社中11社65名実施	●指導文書発出												●指導文書発出												必要によりヒアリングを実施(安全監査室)			必要によりヒアリングを実施(安全監査室)				
		現場作業実態のチェック等の安全監査	6月のヒアリング結果を踏まえ、10/24の安全推進委員会にて審議した。		●指導文書発出												●指導文書発出												必要によりヒアリングを実施(安全監査室)			必要によりヒアリングを実施(安全監査室)				
		本社社員の現場社員へのヒアリング実施状況の確認	本社社員が4半期ごとに実施している業務実施状況確認では、主に現場管理者からヒアリングを行っておりましたが、現場社員の声を直接聞く機会が少なかったことから、半に1回は、各箇所の全体会議等に併せて実施し、現場社員と直接意見交換を実施することで、安全ルールの遵守状況や教育状況を本社社員が直接確認します。		●各職場年一回以上実施予定												●11月30日時点 全17箇所中7カ所完了												※以降継続して取組み実施			※以降継続して取組み実施				
		電気部	車両部社員が年一回、現場フォローとして各現場へ出向き、安全の取組みについて確認を行ってきましたが、管理者からのヒアリングのみに終始していくことから、今後は作業状況も直接確認することとし、実態把握を強化します。		●2025年度現場フォロー実施の周知												●11月30日時点 全10箇所完了												※以降継続して取組み実施			※以降継続して取組み実施				
		車両部	作業状態の確認		●現場実態把握の強化												●11月30日時点 全10箇所完了												※以降継続して取組み実施			※以降継続して取組み実施				

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組		取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基盤的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	スケーラス	2025年度												2026年度											
						第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ハード対策	工務部 【直轄分初期費用見込み約20百万円 請負会社分未定】 電気部 【直轄分初期費用見込み約6百万円 請負会社分未定】 営業部 【費用約40百万円/年】	車両部 (運輸部)	設置方法確定	・札幌圏電車への暫定設置検討開始 (9/29実施の初回現車確認を踏まえて検討着手済)																									
			導入(対象361両)	・特急電車(対象24両中) 8両設置(累積設置両数:10両)(設置率41.7%) ・特急気動車(対象63両中) 25両設置(累積設置両数:26両)(設置率41.3%)																									
			設置対象外の廃車計画 (対象130両)(2025.09.01時点)	10月以降の廃車実績なし																									
		工務部	仕様確定～発注	追加発注(126台)の発注を行い、工務関係では合計230台のカメラについて11月末までに納入し、各現業機関に配備(対象54箇所)。	完了																								
			導入	運転士と保線作業員との証言が相違した事象を受けて、車両前頭カメラや列車見張員等が装着するウェアラブルカメラにより、発生した事象に対して事実を正確に把握する体制を構築します。																									
			請負会社に対する導入	先行し試行導入を実施した8保線管理室(札幌、岩見沢、滝川、室蘭、追分、旭川、函館、八雲)において10月以降随時、試行を開始。その他現業機関に対しても、11月末までに配備を完了し、各箇所で本社社員による取扱い説明会を開催した上で、年内に試行を開始する予定。																									
		電気部	仕様確定～発注	・ローカルストレージ型のウェアラブルカメラをJRから工事施工会社へ貸与する方法により、年内に試行を開始する予定。 ・12月中旬に導入を発出予定、発注を開始(導入台数約500台)。在庫状況によるが発注から1か月程度で段階的に納入される予定。	完了																								
			導入	・電気分の追加発注(60台)を実施(10/2)、11/19納入済 ・各現業機関には本社社員による取扱い説明と共に1月までに配備予定(対象15箇所)。	完了																								
			請負会社に対する導入	・指導文書を発出(10/6) 「列車見張員が装着するウェアラブルカメラの試行導入について」 ・10月より(1箇所)函館電気部での試行を開始。その他の現業機関については、11月下旬～1月にかけて、各箇所で本社社員による取扱い説明会を開催した上で、逐次試行を開始。 ・機種選定及び運用方法等の検討のための試行について、グループ会社の協力を得て11月より検証試験を実施。12月発注予定。納期判断の後、文書発出予定。 ・上記の検証終了後、ローカルストレージ型のウェアラブルカメラをJRから工事施工会社へ貸与する方法により、年度内には試行を開始する予定。																									

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	スケーラス	2025年度												2026年度												
					第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
ウェアラブルカメラ 【直轄分初期費用見込み約20百万円 請負会社分未定】	駅業務部	仕様確定～発注	<p>クラウド型ウェアラブルカメラ「safe Pocket2 Plus」(レンタル品)を導入することとし、冬期のみ契約20台、年間契約70台(予備含む)を発注済み。</p> <p>運転士と保線作業員との証言が相違した事象を受けて、車両前頭カメラや列車見張員等が装着するウェアラブルカメラにより、発生した事象に対して事実を正確に把握する体制を構築します。</p> <p>・請負会社の列車見張員従事予定者全員に対して、列車見張員講習会にて導入の経緯および運用方法について説明済(11/22,23)</p>	完了																									
		導入																											
		請負会社に対する導入																											
GPS 【直轄分初期費用見込み約60百万円 請負会社分未定】	工務部	仕様確定～発注	<p>追加発注(126台)の発注を行い、工務関係では合計230台のカメラについて11月末までに納入し、各現業機関に配備(対象54箇所)。</p> <p>先行して試行導入を実施した9箇所(札幌、岩見沢、滝川、室蘭、追分、旭川、函館、八戸)において10月以降、随時試行を開始。その他現業機関に対しても、11月末までに各箇所で本社社員による取扱い説明会を開催した上で、年内に試行を開始する予定。</p> <p>・請負会社への導入については、機種選定及び運用方法等について検討中。</p> <p>・電気分の追加発注(60台)を実施(10/2)、11月下旬納入予定。 ・各現業機関には本社社員による取扱い説明と共に1月までに配備予定(対象15箇所)。</p> <p>・指導文書を発出(10/6) 「列車見張員が装着するウェアラブルカメラの試行導入について」 ・10月より、箇所(函館電気所)での試行を開始、その他の現業機関については、11月下旬～1月にかけ、各箇所で本社社員による取扱い説明会を開催した上で、逐次試行を開始。</p> <p>・機種選定及び運用方法等の検討のための試行について、グループ会社の協力を得て11月より実施。</p>	完了																									
		導入																											
		請負会社に対する導入																											
	電気部	仕様確定～発注																											
		導入																											
		請負会社に対する導入																											
ハード対策	電気部	仕様確定～発注																											
		導入																											
		請負会社に対する導入																											
		仕様確定～発注																											
		導入																											
		請負会社に対する導入																											
現場点呼アプリ 【開発費用約20百万円】	工務部	要件定義(仕様確定)・開発・試験	<p>業務プロセスが確実に遂行できるよう、現場点呼簿の手書き等での作成に対する社員の負担軽減を図るために「現場点呼アプリ」などデジタルツールの導入といった環境整備を行うこととしています。</p> <p>・10月以降に開発に着手し、週1回の頻度で開発会議を実施。11月末に基本機能を有したアプリーションを試作。12月に本社社員及び現業機関管理者による試作アプリの動作・使用感の確認により意見を聴取する。</p> <p>・2026.1月頃から現場での試行をした後、3月を目途に運用を開始する予定。</p>	開発体制検討																									
		導入																											
		請負会社に対する導入																											
運転支援アプリ 【費用見込み約10百万円】	運輸部	要件定義(仕様確定)・開発・試験	<p>現在使用している運転支援アプリに、運転士のヒューマンエラーを防ぐための注意喚起機能を拡充し、運転士がその場の簡易な操作で注意喚起機能を活用できるように改修することとしています。</p> <p>・製作メーカー納品済(11/6) ・添乗により全線区現地での鳴動位置確認(～11/30) ・鳴動位置の再調整(～12/10までの予定) ・再調整終了後、全端末に拡充機能を配信(～12/31までの予定)</p>	仕様検討																									
		導入																											

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	2025年度												2026年度														
				第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期					
スケーラス	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
安全管理	線路内作業におけるプロセス管理手法の導入	ルール確定	上記のプロセス管理に作業管理を追加した体系として、保線管理室において、計画担当者が作成した週間作業計画において、管理者や計画担当者等により毎週1回ミーティングを開催し、作業内容及び役割分担(作業者に対する監督と合わせて無いか、(2)従事者の作業経験等、(3)作業手順書作成に必要な時間が確保できるか等を確認した上で、必要な措置及びフォローオーを行う体制となり、この議事録は本社へ報告されることになります。	完了	●適達発出、運用開始												毎週実施													
					月1回助役会議に合わせて実施												以降は継続して実施													
					月一回開催												以降は継続して実施													
	ミーティングを行うための環境整備	工務部	保線管理室における確保状況			●8/1実施(6月分) ●8/27実施(7月分) ●10/1実施(8月分) ●10/28実施(9月分)												※以降は継続して実施												
						●適達発出												管理室の建物老朽化に伴う更新等の状況に応じて、ミーティングスペースを確保していく(継続)												
	現場長自主監査への安全ルールの追記	保安ルールのチェック項目の追加	・調査の結果、整備が必要とした箇所について、再度、保線所・管理室と打合せした結果、大規模な建物増改築によらず、レイアウト変更等により確保できなかった各保線管理室におけるミーティングスペースが確保できることを確認した。(10月末) ・今後は管理室の建物老朽化に伴う更新等の状況に応じて、ミーティングスペースを最大限確保していくこととする。(対策一旦終了)			※最低1箇のミーティングスペース確保(完了)												※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容検討												
						●適達発出												※以降は継続して実施												
						●適達発出												本社社員による現場への自主監査フォロー												
	作業安全に関わる項目の本社による実施状況確認の重点項目	電気部	・各所で開催する請負人事事故防止会議等に合わせて、本社社員による現場長自主監査フォローを実施。これまで指摘事項は確認されていないが、各項目の確認する時期や頻度や方法について、フォローアップに基づいて改善を実施する予定。 ・現場長自主監査フォロー実績(対象全19箇所) 札幌保線所(10/23)、岩見沢保線所(10/31)、室蘭保線所(11/4) 分屯保線所(10/14)、釧路保線所(10/28)、網走保線所(11/1) 旭川保線所(10/28)、北見保線所(11/4)、名寄保線所(10/28) 函館保線所(11/4)、函館新幹線工務所(10/28) 札幌設備所(10/23)、鉄路設備所(11/17)、旭川設備所(11/11) 函館設備所(10/27) 札幌構造物検査センター(12月予定)、釧路構造物検査センター(12月予定) 旭川構造物検査センター(11/28)、函館構造物検査センター(11/25)			11月30日時点 全19箇所中17箇所完了												※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容検討												
						●適達発出												本社社員による現場への自主監査フォロー												
	技術力診断書の活用	工務部	技術力診断システムに作業管理の項目追加	既存の技術力診断システムに、作業管理の観点に対する設問を追加し、作業管理に対して適切に指導を実施する環境を構築することにしました。 ・12月使用開始に向けてシステム改修中。			●仕様決定 ●追加設問作成 ●システム改修												●使用開始											
				危険事象等について、発生箇所での議論結果を踏まえ対策を検討												※以降は継続して実施														
事故等の対策検討	安全推進部 駅業務部 運輸部 車両部 工務部 電気部	現場からのボトムアップ対策検討状況及び、それに対する本社の検討状況	発生した事故・事象に対する対策は、これまで現場の声も踏まながら、主に本社で検討・策定していましたが、それが遅れざずに同種事象を再発させてしまう事態も生じていました。 ・駅業:2025.1.10 宗谷線南稚内～兜沼間 線閉手手続きをとらず、保守用車を駅間に進出させた事象において、当事者の職場内議論結果を踏まえた対策を策定 ・引き続き、発生した事象に対して、各系統において職場内議論結果を踏まえた対策を検討	完了	11月30日時点 全8箇所完了												※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容検討													

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	スケーラス	2025年度											2026年度												
					第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
安全意識醸成	工務部	保線安全の日	今年度の「保線安全の日」において、「お客様の安全」とともに「従事する社員の安全」の観点をテーマとしたグループディスカッション等を行い、お客様と社員の命を守ることの重要性を再認識し、開かれた組織風土醸成の機会にすることとしました。	完了継続実施																							●実施予定	※以降は継続して実施
		10条教育	・10条教育において、「従事する社員の安全」及び「改ざん・隠ぺい・虚偽報告を行った場合の責任の重さ」についての教育内容の見直しや追記、知悉度確認の問題の追加等を行った上で、指導を実施 ・在来線15/19回、新幹線2/5回実施(11/30現在)																									
		請負会社への安全意識の向上に寄与する教育	・10条教育において、「従事する社員の安全」及び「改ざん・隠ぺい・虚偽報告を行った場合の責任の重さ」についての教育内容の見直しや追記、知悉度確認の問題の追加等を行った上で、指導を実施 ・在来線17/25回、新幹線1/6回実施(11/30現在)																									
		保線技術者講習会	「従事する社員の安全」及び「改ざん・隠ぺい・虚偽報告を行った場合の責任の重さ」に対する教育は、毎年全工務系統社員に行う「10条教育」や毎年全保線系統社員に行う「保線技術者講習会」などのあらゆる機会を通じて、請負会社も含めて繰り返し行っていくこととしました。																									
		その他のあらゆる機会	・10条教育と同日に実施 ・砂川事務の振り返り資料および作業管理の重要性に関する資料を追加  ④業務支援室による社員指導 10月：5保線管理室〔名寄、音威子府、島松、稚内、木古内〕 11月：4保線管理室〔小樽、釧路、室蘭、白糠〕 工務関係全現業機関46箇所のうち、31箇所実施																									
	総務部	新任現場長・新任管理者・新任GL対象の研修	これまで、新任現場長・新任管理者・新任GLを対象にした研修や担当者が現業機関に赴き、直接社員に対して行う「コンプライアンス出前講座」、全社員に対する「職場内講習会」等、コンプライアンスの向上に向けた取組みを行ってきたが、広くアピールスケールを対象としていることから、安全という観点での研修が不足分と見ていました。隠ぺい・虚偽の報告についても、これまでの「責任追及型」から「原因究明型」へ見直しを行い、「ありのままに報告する」との重要性に加えて、本人のみならず、家族や職場の同僚なども残念な思いをさせてしまうこととの教育を行ってきましたが、徹底されていなかった反省を踏まえて、本年度から教育内容を「安全」「報告の重要性」を重視したものに見直すこととしました。																									
		職場内講習会	・各職場で実施中																									
		コンプライアンス出前講座	実施箇所 10月：旭川保線所 岩見沢保線所 釧路保線所 室蘭保線所 11月：追分保線所 館蘭保線所 館館新幹線工務所 北見保線所 札幌保線所 12月：名寄保線所(12/3)、帯広保線所(12/10)(全保線所で終了予定) ※全11箇所での実施を計画している中、11月末までに9箇所実施																									
		役員等を対象にした研修	役員等に対しては、多様な人材がいる組織において、経営トップから現場までコンプライアンスについて共通のイメージを持ち、それを「ルールを守る」「ありのままに報告する」という具体的な行動につなげていくことをテーマに、外部講師による研修を実施します。																									
			10/3 役員・部長・グループ会社社長向け研修実施 10/28 現場長・課長等向け研修実施 ※10/28実施の現場長等向け研修については、助役層も視聴できるよう、11月から配信開始																									

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実施実績等、予定含む)	スケジュール	2025年度											2026年度												
					第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
安全意識醸成	駅業務部	「報告から始まる安全」について議論を行い、各駅の指導訓練に展開する	今年度実施済み																									
		ルールを守る重要性【規範教育】の内容見直し・新任管理者研修、列車見張員講習会・冬期安全講習会における教育	・安全推進委員会駅専門部会において「報告から始まる安全」について議論を行うことを継続し、各駅で実施する指導訓練では同会議で使用した資料を使用した教育を実施します。加えて、当務事務者は集合研修において同教育を継続して実施していきます。 ・駅系統においてルールを遵守しなかった事象が発生している場合、ルールを遵守する性向(規範教育)について内容を見直し、管理者層(主に新任現場監修)・新任管理者(主に新規採用者)・新規安全講習会において教育を継続して実施し、コンプライアンス意識を高めていきます。	今年度実施済み	●安全推進委員会駅専門部会にて実施 各駅で教育実施 輸送の安全確保巡回で意見交換	11月30日時点 全59駅で教育実施済																						
		本社作成資料による教育 国土交通省の事務連絡による教育	・ルールを守る重要性【規範教育】資料の見直しを実施 ・列車見張員講習会(全24会場、32回開催)において、列車見張員従事予定者全員に対して同資料を用いて教育実施。 ・各駅の冬期安全講習会(在来線全駅で実施)にて、冬期除雪作業に従事する駅員およびパートナー社員全員に対し、同資料を用いて教育実施	今年度実施済み	●新任現場長研修 ※新任現場長及び管理者研修(毎年4月、6月)に実施 輸送の安全確保巡回で意見交換	11月30日時点 ※輸送の安全確保巡回での意見交換内容を踏まえ、次年度の取組検討 ※以降は継続して実施	●新任管理者研修																					
		新任運転関係管理者研修やフォロー研修の見直し	・運転士 10～11・6現場/全13現場 ・車掌 10～11・3現場/全5現場 運輸系統では報告の重要性について毎月の教育訓練において、事例検討等により正しい報告の重要性について指導を行ってきましたが、事業をよりまとめて報告できなかった事象が散見されており、十分に意識させるべきでなくなってしまったと認識しております。月別実施している教育訓練内容を一度見直すことで意義などをより深め、本社作成資料で教育することを月別に実施します。また、国土交通省からの事務連絡等、コンプライアンスに関する他の社事例(二例)も教育を実施します。さらに、新任運転関係管理者研修や運転士・車掌に対するフォロー研修等において「報告から始まる安全」についての教育を2025年7月以降順次追加するなどコンプライアンス徹底に向けた取り組みを強化してまいります。	今年度実施済み	●報告することの意義教育資料乗務員編作成 「報告することの意義」教育実施	11月30日時点 運転士 6現場/全13現場 車掌 3現場/全5現場 完了	●報告することの意義教育資料乗務員編作成 「報告することの意義」教育実施	※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容検討 ※以降は継続して実施																		※以降は継続して実施		
		新任運転関係管理者研修やフォロー研修の見直し	・報告から始まる安全」についてカリキュラムを追加し教育実施 新任運転関係管理者研修 // 5実施(全1回実施) 新人車掌フローI研修 7/23～実施(4回実施/全4回) 新人車掌フローII研修 8/27～実施(4回実施/全4回) 新人運転士フローI研修 7/31～実施(3回実施/全3回) 新人運転士フローII研修 9/1～実施(4回実施/全10回) 新人運転士フローIII研修 9/25～実施(4回実施/全9回)	今年度実施済み	●新任運転関係管理者研修 ●新人車掌フローI研修 全6回実施予定 ●新人車掌フローII研修 全3回実施予定 ●新人運転士フローI研修 全10回実施予定 ●新人運転士フローII研修 全5回実施予定 ●新人運転士フローIII研修 全9回実施予定	11月30日時点 新任運転関係管理者研修 全1回実施 新人車掌フローI研修 4回実施/全6回 新人車掌フローII研修 4回実施/全3回 新人運転士フローI研修 3回実施/全7回 新人運転士フローII研修 4回実施/全10回 新人運転士フローIII研修 4回実施/全9回	●新任運転関係管理者研修 ●新人車掌フローI研修 全1回実施予定 ●新人車掌フローII研修 全3回実施予定 ●新人運転士フローI研修 全10回実施予定 ●新人運転士フローII研修 全5回実施予定 ●新人運転士フローIII研修 全9回実施予定	※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容検討 ※以降は継続して実施																				
	車両部	検修社員等の教育訓練方針への追加	車両系統では改めて取り組みを精査した結果、車両部が発出している「検修社員等の教育訓練方針」には「報告から始まる安全」の教育内容が含まれていなかったこと、および一部の集合研修で「事故と事象の報告制度」の講義を行つてもらっている「報告から始まる安全」に関する講義は行われていなかったことが分かりました。このことから今後は、(社員等)の教育訓練方針に「報告から始まる安全」の教育内容を追加するため、検修社員等の教育訓練方針の内容に度々変更を告げ始める安全の教育を追加することにしました。また、隣接別車両会社研修(フレッシュ検修分科、車両基礎機器、車両管理技術科、車両技術マスター科、新任管理者研修、実践管理技術科)において「報告から始まる安全」に関する講義を追加することにしました。	車両部資料を検討中、年度内実施予定	★(3月10日遅延発出)「2025年度 検修社員等の教育訓練方針について」 ●教育実施																							
		階層別集合研修への追加	・今年度終了済み	●車両管理技術科前期 ●車両管理技術科後期 ●実践管理者研修 ●車両基礎科前期	●車両管理技術科前期 ●車両管理技術科後期 ●実践管理者研修 ●車両基礎科前期	フレッシュ 検修分科	※2025年度の実施結果を踏まえ、次年度の教育内容検討、継続実施																					
		10条教育・電気関係社員安全講習会	「報告から始まる安全」等についてカリキュラムを追加し教育実施 ・10条教育 23回実施/全23回 ・電気関係社員安全講習会 3回実施/全3回	11月30日時点 10条教育(計23回)、電気関係社員安全講習会(計3回)	11月30日時点 ・10条教育 23回実施/全23回 ・電気関係社員安全講習会 3回実施/全3回																							
		講負会社への安全意識の向上に寄与する教育	「報告から始まる安全」等についてカリキュラムを追加し教育実施 ・10条教育 23回実施/全23回	11月30日時点 10条教育(計23回)	11月30日時点 ・10条教育 23回実施/全23回																							
		新任管理者研修及び新任主任研修		●新任管理者研修 ●新任主任研修	●新任管理者研修 ●新任主任研修																							

「鉄道の安全輸送の確保について(指示)」に対する講ずる措置の2025年11月末日実施状況報告 11/30現

11/30页

11/30現在  
「『鉄道の安全輸送の確保について(指針)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	スケーリング	2025年度											2026年度															
					第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期					
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
その他発生事象対策	過去の終着線冒進対策のATS(新千歳空港駅)	運輸部 残置したATS地上子の要否の検討	2025年5月30日に千歳線新千歳空港駅構内においてATS鳴動時の取扱いに適切を欠き非常ブレーキを動作させたお客様にお怪我を負わせた事象については、緊急的に保安装置の適切な取扱いに関する注意提起を行いました。また、非常ブレーキが動作しない要因となった地上設備の仕方について、過去の文書を対策として設置した地上子を、運転士の視界を遮る位置で取り除いていた結果、地上子から運転士がATS(新千歳空港駅)のATS-DN形跡跡(12)の整備後も残置していましたが、ATS-DN形跡跡が運転阻害などの過剰な停止手配にリリックなどしている現状を踏まえ、運転操作上の影響の有無を確認のうえ、その存廃の検討を進めることにしました。																												
	指令との確認会話教育	列車間合いに特化した教育	冬期構内作業資料集には指令との確認会話を示した。冬期構内作業資料集には指令との定例の打合せをメインに講習をしていました。当該見張員は、2024年10月に定めた、列車間合いを変更する際のルールに基づいた確認会話が出来なかったことを受け、これに特化した教育を実施します。																												
	保守用車の取扱い教育等	駅業務部 駅間承認に関わる教育資料作成 駅間承認に関わる訓練の実施	過去に発生した駅間承認に関わる事象をまとめた教育資料の作成や、新人オロー教育における駅間承認に関わる項目の追加、保守用車取扱い訓練時に駅間承認の取扱いを追加して訓練を実施します。																												
	運転取扱い業務の見習い教育や見極めの必要な知識及び技能の確認の徹底	運転取扱い業務を行際の見習教育や見極めの必要な知識及び技能の確認の徹底	過去に発生した駅間承認に関わる事象をまとめた教育資料の作成や、新人オロー教育における駅間承認に関わる項目の追加、保守用車取扱い訓練時に駅間承認の取扱いを追加して訓練を実施します。																												
	安全推進部配属社員の教育	安全推進部の役割や業務内容についての教育	「事業改善命令・監督命令による措置を講ずるための計画」における安全推進部の強化の取組みの一として、安全推進部に配属になった社員に対する安全推進部の役割や業務内容等について教育を行ってきました。安全推進部は、各技術部門の安全確保に関する組織の総合調整等、会社全体の管理業務を優先的、かつ、円滑に行うための役割を担う組織であり、その役割を果たすためには、安全の仕組みの本質を身に着ける必要があります。そこで、そのスキルを身に着けるために、配属社員に対する教育を再開することにしました。																												
	保線社員の誇り・責任感の醸成	工務部 保線業務の積極的な公開	過去に函館駅で実施した保線業務のパネル展示等を行った取組みによって、保線業務が安全を担う重要な業務であることをご利用のお客様が理解していただけたことがあります。それにより社員が仕事の誇り・責任感により認識することに繋がり、その結果、ルール遵守の意識を高めることも難がったものと考えられるところから、今後も保線業務の積極的な公開を行うこととしました。																												
	発生事象の公表	広報部 事象毎個別に判断	砂川駅構内で発生した事象以降、不安全な事象を立て続けに発生させ、ご利用の皆様をはじめ多くの方に当社の安全に対して不信を抱かせることとなってしまいました。この事態を受け、これまで公表していかなかった事象についても、個別に判断して公表することとしました。																												
	自主監査フォローの施策への反映状況の確認	監査部 安全推進部や本社計画部門が適切に自主監査に係る取り組みを行っていることを確認	各部が集めた意見や情報をどのように施策に反映させかというPDCAの取組みの確認																												
	全ての社員が当事者意識を持って行動するための取組み	安全推進部 駅業務部 連輸部 車両部 工務部 電気部	類似したトラブルが発生していることを踏まえると、すべての社員に安全への取組みが浸透していないことが想定される。全ての社員が当事者意識を持って行動することが出来るよう対策を検討。																												

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実績実績等、予定含む)	スケーリング	2025年度					2026年度					第1四半期					第2四半期			第3四半期			第4四半期					
					第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期					
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
18事象 個別対策	【18事象個別対策】 1. 2024.11.9 国鉄 線砂川橋内 建築限 界内の作業を無保 安体制で行った際に 列車が進来した事象	工務部	※改善指示に対して講ずる措置にて進捗状況を確認																												
	【18事象個別対策】 2. 2024.8.5 国鉄 岩見沢～峰延間 作 業終了を確認しない まま線路閉鎖工事を 終了した事象	工務部	1. フォローアップ教育の見直し	・線閉責任者が共同作業時に打合せの目的や具体的な打合せの流れを知らないことを踏まえ、以下の内容で作業責任者及び線閉責任者のフォローアップが必須である。 I 共同作業時に打合せの目的と具体的な打合せの流れ(誰が誰とのタイミングで打合せするのか) II 軌道工事の付帯として生じる主な電気作業の概要 III 列車防護をとる異常時の具体例 ※工務部において、作業責任者及び線閉責任者として従事する社員に対して、その役割・任務の重要性と内容を正しく理解させるために定期的(2回/年程度)に実施するように定めています。													完了	●事務連絡発出 職場内教育を実施(1回目)													
	【18事象個別対策】 3. 2024.11.8-21 国 鉄線小樽構内 車両 併結時に運転士が 人換合団を受けずに 車両を移動した事象	運輸部	2. 共同作業時に使用する共同作業 通知書の様式変更	・機閉責任者(本事象の共同作業に関する打合せ者)が、機閉で全ての電気作業が終了したものと判断してしまったことを踏まえ、主側と付帯側の作業責任者間で、共同作業の開始時及び終了時に面で打合せを行い、「保安体制が確立した時刻」及び「付帯側の作業終了時刻」を打合せ欄を追加し、打合せのタイミング、打合せ者を誤認しない表記ができる様式を要請します。													完了	●指導文書発出									※以降は継続して実施				
	【18事象個別対策】 4. 2024.11.16 国鉄 線森～石谷間 脱線 した列車の隣接線 に、上り貨物列車を 通過させた事象	運行企画課	1. 合図に関する教育の強化	・合図が鉄道信号の一つであり、これが無いときには移動の許容がないこと、合図を受けない移動は関係者相互間の意思疎通が図られない移動を意味し危険であることを再教育する取り組みとして、本社で教育資料を作成し、指導訓練内で年1回項目を指定して現場で実施します。 (実施時期は2025年中を予定)														●教育資料完成 運転士 教育実施	11月30日時点 運転士 全13現場で実施済み 車掌 全5現場中1現場で実施済み												
																											※2025年度の実施結果を踏まえ、 以後の教育内容を検討 ※以降は継続して実施				
	【18事象個別対策】 5. 2024.11.22 国鉄 線森～石谷間 脱線 した列車の隣接線 に、上り貨物列車を 通過させた事象	運行企画課	2. マニュアルの見直し	・新任指令科をはじめとした指令員に対する各階層に対する研修において、防護無線受信時の対応についてのカクシム科の追加が実施されましたこととしているが、新任指令科のカリキュラムにおいては、社員研修センターの業務員シミュレータを活用し、防護無線が発報される事象を体現する実習を加え、指令員の取扱いへの理解を深めることとした。													3/4から実施 ・新任指令科(研セ業務員シミュレータ活用) 10/6-9 ・指令Ⅰ科 10/14-17 ・指令Ⅱ科 なし	●新任指令科(6/3-6) ●指令Ⅰ科(7/8-11) ●新任指令科(10/6-9) ●指令Ⅰ科(9/2-5) ●指令Ⅱ科(9/9-12)					●新任指令科 ●新任指令科 ●新任指令科								
																	完了	●マニュアル改正(3/25)													

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実施実績等、予定含む)	スケータス	2025年度											2026年度																	
					第1四半期					第2四半期					第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
【18事象個別対策】 5. 2024.12.18 函館線暨ノ果横内 作業開始前打ち合わせを行わせることを報告した事象	駅業務部	1. 現場長及び管理者により当務やパートナー社員への実作業点検の見直し	・点検頻度、点検項目の見直しを図るなど、適切に点検指導できるよう取り組むことします。 (12月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 【安全監査】-[実作業点検]-[点検項目および点検頻度の見直し]で取組実施 ※報告書取組番号: (7)⑧																													
		2. 計画部門による現場巡回の見直し	・これまでの計画部門による現場巡回は、現場長による自主監査に基づいた、帳票上の確認に比重を置いてチェックしていましたが、現場の実作業立ち会い、教育関係の指導・補助にシフトした巡回にします。 (7月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 【安全監査】-[実作業点検]-[現場巡回における実作業、指導訓練立ち会い]で取組実施 ※報告書取組番号: (7)⑧																													
【18事象個別対策】 6. 2025.1.10 宗谷線南稚内～兜沼間 線閉鎖手続きをどうぞ、保守用車を駅間に進出させた事象	駅業務部	1. 現場長及び管理者により当務やパートナー社員への実作業点検の見直し	【駅業務部】 ・点検頻度、点検項目の見直しを図るなど、適切に点検指導できるよう取り組むことします。 (12月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 【安全監査】-[実作業点検]-[点検項目および点検頻度の見直し]で取組実施 ※報告書取組番号: (7)⑧																													
		2. 計画部門による現場巡回の見直し	【駅業務部】 ・これまでの計画部門による現場巡回は、現場長による自主監査に基づいた、帳票上の確認に比重を置いてチェックしていましたが、現場の実作業立ち会い、教育関係の指導・補助にシフトした巡回にします。 (7月から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の実施状況報告 【安全監査】-[実作業点検]-[現場巡回における実作業、指導訓練立ち会い]で取組実施 ※報告書取組番号: (7)⑧																													
18事象個別対策	工務部	1. 徒歩巡回行程の見直し	・当該保線管理室の徒步巡回について、時間的な余裕を確保する目的で、週2日行程だった徒步巡回バターンを、3日行程に見直しました。 ・全保線所において、徒步巡回バターンを点検し、無理のない行程であることを確認しました。	完了																													
		1. 巡視の重要性について理解を深めるための教育の実施	現場長による社員教育や面談において、徒步巡回の重要性を改めて認識した上で、厳正に実施するよう以下の点等について指導しました。 ・徒步巡回は、常に列車が安全に走行できる状態を保持しているかを把握することを目的としており、マニュアルに則って最高な使命を深く自覚し実施していくならないこと。 ・「重点確認項目」に基づき、月別または四半期別に具体的な確認事項を設定すること、また、天候状況等に応じて必要な確認項目を随時追加すること。 ・そのうち、当日の徒步巡回の責任者は、従事者に対する点呼において重点確認項目及び確認事項を具体的に周知すること。	★2023年11月に指導文書発出済 完了																													
【18事象個別対策】 8. 2023.9.8 函館線白石～苗穂間 徒歩巡回を怠り、これを実施していたと虚偽報告した事象	工務部	※改善指示に対して講ずる措置にて進捗状況を確認																															
【18事象個別対策】 9. 2025.4.10 室蘭線大岸～豊浦間 特急列車運転士と保線作業員との証言の相違した事象	運輸部(車両部) 工務部(電気部)	※改善指示に対して講ずる措置にて進捗状況を確認																															
【18事象個別対策】 10. 2025.4.20 函館線森鶴内～出発台間を受けずに入車を免除了したことを報告しなかった事象	運輸部	1. 合図に関する教育の強化	・合図が鉄道信号の一つであり、これが無いときには移動の許容がないこと、合図を受けない移動は関係者相互間の意思疎通が図られない移動を意味し危険であることを再教育を取り組みを行います。本社で教育資料を作成し、指導訓練内で年1回項目を指定して現場で実施します。	●教育資料完成 運転士 教育実施	11月30日時点 運転士 全13現場で実施済み 車掌 全5現場中1現場で実施済み 車掌 教育実施																												

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対する講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告  
11/30

11/30現在

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告  
11/30

11/30現在

「『鉄道の安全輸送の確保について(指示)』に対して講ずる措置」の2025年11月末日実施状況報告

11/30現在

区分	改善報告書の取組	取り組み概要 (講ずる措置抜粋)	2025年10月1日～11月30日までの進捗状況 (基準的な取り組み内容・実施実績等、予定含む)	スケーラス	2025年度											2026年度													
					第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
18事象 個別対策	1.車掌に対し、以下の内容を継続的に指導します。	運輸部	【運輸部】 ・乗務員用乗降口「閉扉後は、車両に附れないこと。 ・誤って乗車された旅客を見つける場合など再度車両に近付いたり乗り込んだりする際は、移動開始時刻を確認すること。 ・車両の移動開始まで時間がある場合は、運転士や駅社員など打ち合わせ、車両が動かない手配を行ってから行動すること。 ・車両の移動開始直前の場合は、車両に近付かないこと。 ・誤って乗車された旅客を無理に降ろさないこと。 ・旅客から「降ろさない」と強く訴えられても、安全を最優先にされねばならないと対応すること。 (7月の定期訓練から年1回実施)	今年度実施済み	完了 継続実施																								
				・上記の指導項目について、「最悪の事態」の理解を深めるため、事象を再現した動画教材を作製し指導に活用します。 (2025年度下期)	・11/20 社員研修センターシミュレータ室で動画撮影 ・12月中に編集し、完成予定																								
				・上記の指導項目について、各区所のシミュレータを用いて体感できる指導を行います。 (2026年度上期)	2026年度上期実施予定																								
		2.回送列車・入換車両へ旅客が誤って乗車した際に、外国人でも誤りに気付き降りられるよう車内表示盤及び自動放送装置の改修を検討します。		【運輸部】 ・終着駅到着後に「この列車は回送列車です。ご乗車できません。(日本語・英語)」という表示及び自動放送を追加します。(すべての特急車を対象) (2025年度中の実施に向けてメーカーと調整中)	・2026年春ダイヤ改正後速やかに着手し、2026年夏頃までに完了予定																								
				【運輸部】 ・終着駅到着後に「この列車は回送列車です。ご乗車できません。(日本語・英語)」という表示及び自動放送を追加します。(すべての特急車を対象) (2025年度中の実施に向けてメーカーと調整中)	・2026年春ダイヤ改正後速やかに着手し、2026年夏頃までに完了予定																								
				【工務部】 ・工事管理者が毎年受講する「10条教育」において、跡確認時に留意すべき事項・従事する社員の安全等について、講習内容の見直し及び知悉確認に追加します。(6月から実施予定)	●実施状況報告で進捗確認 「鉄道の安全輸送の確保について(指示)」に対して講ずる措置の実施状況報告 「安全意識の醸成」-「コンプライアンス教育」-「請負会社への安全意識の向上に寄与する教育」で取組実施 ※報告書取組番号: C																								
		工務部	1.「10条教育」における教育の見直し	【工務部】 ・安全検討会時に、当該工事に係わる工事管理者が全て出席していない場合は、請負会社内で該当する工事管理者へ工事概要や指導内容について周知を行うこととし、その記録を提出するしきみを構築します。	・10月以降発注工事についても請負会社内で従事員に対し実施する教育・指導記録について、出席者名簿とその状況を工事写真に収めたものをしゅん功書類として提出するよう、追加示方書に記載し確認している。	完了 継続実施																							
				【工務部】 ・監督員等は、請負者が作業従事員として協力会社を活用する場合には、それらの者に対する教育及び指導内容の報告の必要性について、請負者に対して工事安全検討会において繰り返し指導を行なうとともに、工事着手前に指導内容を確実に確認した上で工事を開始させることを徹底します。(8月から実施予定)	・10月以降発注工事についても請負会社内で従事員に対し実施する教育・指導記録について、出席者名簿とその状況を工事写真に収めたものをしゅん功書類として提出するよう、追加示方書に記載し確認している。	完了 継続実施																							
			2.請負会社内での教育実施状況の把握	【工務部】 ・監督員等は、請負者が作業従事員として協力会社を活用する場合には、それらの者に対する教育及び指導内容の報告の必要性について、請負者に対して工事安全検討会において繰り返し指導を行なうとともに、工事着手前に指導内容を確実に確認した上で工事を開始させることを徹底します。(8月から実施予定)	・10月以降発注工事についても請負会社内で従事員に対し実施する教育・指導記録について、出席者名簿とその状況を工事写真に収めたものをしゅん功書類として提出するよう、追加示方書に記載し確認している。	完了 継続実施																							
				【工務部】 ・安全に係わる指導文書の発出や事象等が発生した際には、工事管理者に対して周知し、周知されたことが確認できるしきみを構築します。(工事履行中の工事管理者に対しては特に迅速にいます)(7月から実施)		完了																							
			3.安全に係わる文書・注意喚起の周知徹底	【工務部】 ・会後、当該請負会社に発注する工事については、工事管理者有資格者を複数人配置し、点呼にて、工事管理者が他の工事管理者有資格者に列車ダイヤ・無線機等を手渡し、工事管理者との連絡手段を確保した上で、必要により、工事管理者のフォローが行える体制とします。(8月から実施予定)	・8/29に実施した安全検討会により、安全対策について議論実施。	完了																							
				【工務部】 ・工事管理者は現地でフォローする体制の構築		完了																							
		5.工事管理者の資質に関する再確認の実施		【工務部】 ・工務部は指導文書を発出し、現業機関管理者の安全パトロールにより、現在工事従事する全ての工事管理者に対して列車を通過させるために必要な3つの確認の重要性(特に建築限界内の支障物の跡確認)及び「待避指示や待避完了合図等の連絡が取れないような状態で、作業員に作業場から離れた位置で作業を行わせてはいけないこと」に対する確認及び理解度確認工事管理者ごとに十分な資質が確認できるまで実施します。(6月30日から実施)	●実施状況報告で進捗確認 「鉄道の安全輸送の確保について(指示)」に対して講ずる措置の実施状況報告 「安全監査」-「請負会社に対する作業実態の把握」-「請負会社に適した対策の実施状況の把握」で取組実施 ※報告書取組番号: A																								

## ウェアラブルカメラ導入により、ルール違反を発見した事例

【日 時】 2025年11月18日(火) 10時頃 天候：雪

【場 所】 室蘭線 栗丘駅～栗沢駅 栗丘構内町通り踏切・南15線通り踏切・南14線東7号通り踏切

### 【概 况】

○本社社員が、ウェアラブルカメラの映像が、正しく記録されているかどうかの確認をしていたところ、  
カメラを装着した列車見張員2名が、除雪作業に従事していることを発見しました。

○その後、関係社員への聞き取りの結果、関係者5名で別の作業を実施していたところ、現地の積雪量が多く、踏切通行者の安全確保のため、急遽、作業内容を変更し、踏切除雪を実施した際、列車見張員が見張業務に専念せず、踏切の除雪作業に従事するというルール違反があったことが判明しました。

※列車見張員は、「列車の進来監視、作業等の責任者・従事員に対し、列車接近合図及び必要な列車防護を行う」ため配置される者であり、列車見張員は、いかなる場合でも、見張業務に専念しなければなりません。

○列車見張員が見張業務に専念せず作業等に従事した場合、列車の進来を失念するなどして、従事員の待避が遅れ、列車の緊急停止や最悪の場合、列車との接触事故が発生する恐れがあります。

※事象発生時は、警報機と遮断機のある踏切内での除雪作業を行っていました。踏切警報機の鳴動により列車の進来を把握できる状況であり、また、当該箇所を通過する次の列車までは3時間程度の時間がある状況でした。お客様がご利用される列車に対しても、安全を支障する状況ではありませんでした。

## 【問題点】

- 列車見張員が、本来実施すべき見張業務に専念せず、作業に従事したこと。

## 【再発防止策】

- 工務関係全職場と情報共有するとともに、全職場で職場内議論を行うことで、改めて、ルールを職場全体で守っていくことの重要性について指導しました。
- 全保線職場に対し、会社幹部から社員に対して直接訓示を行い、社員に「ルールを守る意味」を再認識させます。
- ウェアラブルカメラの映像を活用することで、ルール違反を早期に発見し、触車事故などの重大事故の発生を未然に防ぐための指導・対策に結び付けていきます。
- 同種事象防止に資するルールの見直し等を、迅速に行っていきます。

ルールの見直しの例：より安全な保安体制である「線路閉鎖工事」を選択しやすくする手続きの見直し など

今後も、改善指示に対する措置を確実に進め、ウェアラブルカメラなどのハード対策を有効に活用することで、ルール違反を見逃さない・発生させない環境を構築し、鉄道の安全性向上に努めてまいります。